



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2025 年 8 月号

No. 293

No.293 (2025 年 8 月号) <7 月 25 日発行>

今月号の注目情報

2025 (令和 7) 年 7 月 1 日に国家サイバー統括室が設置されました。(内閣官房)



巻頭言

『システム監査と AI 活用』

会員番号 : 6023 山口達也 (副会長 法人部会主査)

昨今では、生成 AI を活用した業務改革や、新しいビジネスの創造が盛んで、様々な分野でその活用の試みが始まっています。システム監査の領域においても、AI を監査対象とした場合の対応や、システム監査自体に AI を活用するといった話題は目にする機会が増えています。

AI を監査対象とした話については、例えば ISACA 等では、AAIA (Advanced in AI Audit) という AI のライフサイクル全体 (設計、開発、導入、運用、監視) を通じて、リスクを評価し、適切な統制が整備・運用されていることを検証・保証するための高度な知識とスキルを持つ専門家であることを証明する資格認定等がスタートしていますが、一方でシステム監査・管理基準 (経産省) のように広く世の中で認められるベンチマークがまだ存在しない等、監査基準を含めたコンセンサス醸成にはまだ時間が必要な状況だと思われます。

システム監査に AI を活用する方についても、様々な試みに関する話は聞こえてきます。が、一般的に言われているハルシネーションリスク (AI が誤った回答を出すリスク) や、ポチヨムキン理解の問題 (AI が表面的には概念を理解しているように見えるが、実際にはその知識を適切に応用できない現象 : ハーバード・MIT・シカゴ大による共同発表) があり、完全に人に代わって監査を実施するには更なる高度化が必要な状況にあるのが現状です。

しかしながら、非常に多くの監査項目に対して、膨大な監査証跡を評価項目毎にざっくりと振り分けたり、インタビュー結果の文字起こしから要約を素早く作成する、いくつもの事実確認された事項を簡潔に文章としてまとめ監査報告書のドラフトを作成する等、現状の AI であっても使い方を工夫することでシステム監査全体の効率化・工数削減に十分活用できる可能性はあります。当協会でも様々な場面で、あくまでも道具として活用することから AI 活用について皆さんとも検討する機会が作れればと、思っています。

以上

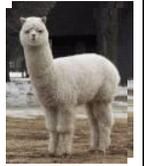
<目次>

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

○ 巻頭言	1
【 システム監査と AI 活用 】	
1. めだか	3
【 続・時代が求めるシステム監査（人類の起源） 】	
2. 投稿	4
【 投稿 】 公正な取引の信頼性を確保するセキュリティ確保に向けて～証券口座乗っ取り問題の教訓	
【 コラム 】 システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門（8）	
【 エッセイ 】 金霊	
3. 本部報告	13
【 第 298 回月例研究会：講演録 】	
テーマ：企業 IT 動向調査の結果からみる、今こそ問われる IT 部門の真価と進化	
4. 支部報告	15
【 北信越支部 】	
3 支部（JISTA 中部支部・SAAJ 中部支部・北信越支部）合同研究会・福井県 6 月定例報告	
【 近畿支部 】 第 212 回定例研究会	
5. 注目情報	20
【 内閣官房 】 国家サイバー統括室の設置について	
6. セミナー開催案内	21
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
7. 協会からのお知らせ	22
【 2025 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集 】	
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
8. 会報編集部からのお知らせ	26

めだか 【 続・時代が求めるシステム監査（人類の起源） 】

「続・時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、気候変動、ウイルスによるパンデミック、世界的な政治の混乱、戦争、地震・津波、台風、人口などにより、求められるものである。生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代にシステム監査やシステム監査人に求められているものは一体何かを考える。



資料によると、“直近 10 年間の古代ゲノム解析は、化石からは知ることのできなかったホモ・サピエンスの誕生の状況や、世界に広がる人類集団の由来について、驚くべき事実を明らかにしている。現在では、古代ゲノム解析は、人類の起源について考えるもっとも強力なツールとなっている。”また、“20 世紀後半の遺伝学研究的進展は、「人種」に対する概念を大きく変えることになった。ホモ・サピエンスは実際には生物学的にひとつの種であり、集団による違いは認められるものの、全体としては連続しており、区別することができないということが明確になった。”という。

“ゲノムの違いを重視するというのは、0.1 パーセントの違いに重きを置く考え方である。人の優劣を決める要因が「違っている」ものの中にあると考えるのである。この考え方が回りまわって、世間一般でいう能力主義の立場につながっている。一方、ヒトの持つ価値は残りの 99.9 パーセントの共通性のほうにもあるはずで、「人類は平等である」という考え方にたどり着く。人としての価値を、違いに見出すのか、あるいは共通性に見出すのかは、それぞれに意味があり、どちらが正しいと判断することはできない。ただ、現実の社会を見ると、違いのほうに価値を持たせすぎているようにも思える。”ともいう。

“世界史でも日本史でも、私たちが学校で習うのは、文化や政治形態の変遷である。他方で、ヒトの遺伝子がどのように変わっていったのかについては考えることはなかった。”そして、“たとえば、「弥生時代になって古代のクニが誕生した」という言い方をする。このように表現すると、日本列島に居住していた人びとが、弥生時代になって自発的にクニをつくりはじめたと考えがちである。けれども、これまでのゲノム研究の結果からは、おそらくその時代に大陸からクニという体制を持った集団が渡来してきたと考えるほうが正確だということがわかっている。古代ゲノム解析は、これまで顧みられることがあまりなかった、文化や政治体制の変遷と集団の遺伝的な移り変わりについて、新たに考える材料を提供してくれている。”という。

時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにかを考える。システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対して、あらためて考えてみる必要がある。
(空心菜)

資料：「人類の起源 古代 DNA が語るホモ・サピエンスの「大いなる旅」 篠田謙一 著 中公新書 2683

(このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJ の見解ではありません。)

<目次>

2025.7

【投稿】 公正な取引の信頼性を確保するセキュリティ確保に向けて～証券口座乗っ取り問題の教訓

会員番号 0436 大石正人

証券口座乗っ取りによる被害が 2025 年春先から拡大し、社会問題となりました。金融庁による 2025 年 6 月初時点で公表したところでは（注）、証券会社からの報告によると、2025 年 1～5 月の累計不正アクセス件数は 10,422 件、不正取引件数は 5,958 件、売却・買付金額は合計で約 5,240 億円に上っています。

	2025/1	2025/2	2025/3	2025/4	2025/5	合計
不正取引が発生した証券会社数	2	2	5	9	16	—
不正アクセス件数	96	71	1,420	5,279	3,556	10,422
不正取引件数	39	33	687	2,910	2,289	5,958
売却金額 (億円)	約 0.8	約 1	約 129	約 1,540	約 1,101	約 2,772
買付金額 (億円)	約 0.7	約 0.6	約 128	約 1,346	約 993	約 2,468

（注）令和 7 年 4 月 3 日（令和 7 年 6 月 5 日更新）金融庁「インターネット取引サービスへの不正アクセス・不正取引による被害が急増しています」https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/chuui_phishing.html

また報道によれば、個別の証券会社での乗っ取り検知は 2024 年末に R 証券、2025 年 1 月中旬に SB 証券、と続き、3 月下旬には両社で中国株を通じた被害が急増したため、新規買付が停止され、また業界最大手の N 証券でも 4 月上旬に日本株を通じた乗っ取り被害が急増し、一部銘柄での買付を停止したとのことです。すでに乗っ取りが判明した証券会社は 17 社に上るようです。

こうした状況を受けて、漸く業界団体（日本証券業協会）も、2025 年 4 月 18 日付で投資家に対する「大切な資産を守るためのお願い」を掲載、同月 25 日には「インターネット取引におけるログイン時の多要素認証の設定必須化を決定した証券会社」として 58 社（協会会員の 6 割に相当）を掲載しました。

（注）多要素認証の設定必須化を決定した証券会社 | 日本証券業協会

https://www.jsda.or.jp/about/hatten/inv_alerts/alearts04/list_tayouso/index.html

報道によれば、協会会員である一部有力証券の呼びかけで、業界あげて取り組むよう、協会へ働きかけた結果、とのことですので、必ずしも協会主導の動きではなかったようですが、5 月入り後も不正アクセスがかなりの件数に上ったことを考えれば、被害拡大抑止に何とか間に合ったとも言えます。2025 年 6 月からは、先行して不正検知した 2 社などで、「ログイン追加認証（多要素認証）の必須化」などセキュリティ機能の強化策の導入が相次ぎ公表されました。

証券口座乗っ取り問題は、かつてインターネット・バンキングにおける 2000 年代の標的メール攻撃やその後のフィッシングなどによる預金等不正払戻し詐欺・不正送金事案を想起させます。当時を振り返ると、被害が相次いだことを受け、2008 年時点で全国銀行協会は、「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しについて、銀行に過失がない場合でも、お客さまご自身の責任によらずに遭われた被害については、補償を行うこととする」方針を 2008 年 2 月に公表しています。同時に、顧客に重大な過失があるなど、「補償減額または補償せずの取扱いとなりうる事例」も明示しています。そして 2012 年から 2013 年にかけて、セキュリティ対策の強化等を目的とした申し合わせなどして、不正な払戻し被害の拡大抑止に努めてきました。その後も新たな手口が発覚する都度、ウェブサイト（注）などで注意喚起を継続しています。

（注）ネットバンキング犯罪|全国銀行協会 <https://www.zenginkyo.or.jp/hanzai/7316/>

しかしながら、不正送金の被害はその後も後を絶たず（2014 年以降毎年の警察庁「サイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」をみると、法人取引での被害で金額が増加）、特に 2024 年には不正送金事案が顕著に増加したため、改めて金融庁が注意喚起をウェブサイトに掲載しています。こうした状況に鑑みると、サービスを提供する金融機関が対策を強化したとしても、不正手口はますます巧妙化し、一方で利用者層の拡大とも相まって、ネット取引に伴う不正事案の発生は避けられないと感じます。

（注）金融庁「インターネットバンキングによる預金の不正送金事案が急増しています」2024 年 1 月 24 日更新 https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2.html

金融機関自身も、インターネット・バンキングのセキュリティ対策を強化していますが、2025 年入り後も大手銀行へのサイバー攻撃による被害（大量データの送り付け、とみられる攻撃で、システムへのアクセス効率が低下）が相次いでいます。決済サービスを担う銀行は重要インフラ事業者ですから、監督当局である金融庁もセキュリティ対策の底上げに長年取り組んできました。しかしその対象は、あくまで銀行など預金等取扱機関です。

（注）金融分野におけるサイバーセキュリティ対策について：金融庁

<https://www.fsa.go.jp/policy/cybersecurity/index.html#topics03>

日本で株式のネット取引が盛んになったのは、株式売買手数料が自由化された 1999 年以降とされています。当初はオンライントレードなどと呼ばれていたと記憶しますが、売買手数料低減の即効薬として、ネット取引が急速に普及し、近年は NISA の導入など資産形成の多様化のなかで、若年層から高齢層まで、ネットで株式売買を始める層が拡大したとみられます。

この間、今回のように証券口座乗っ取りのような事案が大きな社会問題になったのは、おそらく銀行のインターネット・バンキングなどに比べ、証券会社はオンライン取引の利便性を強調し、約款で盛られている厳格なセキュリティ認証の励行について、顧客に強く求めて来なかった事情があるのだと思います。先述の通り、

監督官庁である金融庁も、セキュリティの底上げは専ら銀行など預金等取扱機関を対象に実施してきましたし、ある意味で今回初めて、踏み込んで注意喚起を行っているように見受けられます。

ここからはあくまで推測ですが、ネット取引を提供する証券会社は規模も様々なので、一様に高いセキュリティ対策を求めた場合、対応できない会社が出ることへの配慮があったかもしれません。実際に、日本証券業協会が公表した「ログイン時の多要素認証の設定必須化を決定した証券会社」は、先述の通り公表時点で会員企業の6割に止まっていたことはそれを示唆するものと解することができますでしょう。

しかし今後も、証券口座乗っ取りだけでなく、株式のネット取引にかかるセキュリティ侵害の事案は、攻撃者が次々と新たな手法を繰り出してくれば、ますます巧妙化し、各証券会社はその都度セキュリティ対策の高度化を求められるはずで、本来なら監督官庁は証券会社に対し、一定のセキュリティ対策を講じるようガイドラインを提示し、それを順守するよう求めるべきだとも言えます。さもないと同庁も国家戦略の担い手として推進する「資産運用立国」の基盤が損なわれかねないからです。果たしてこうした視点での取り組みはどこまで可能なのでしょうか。

(注)「顧客本位の業務運営の確保に向け、顧客の最善の利益に資する金融商品の組成・販売・管理等に関する態勢整備を促すべく、モニタリング等を実施」

資産運用立国について：金融庁 <https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/20231214.html>

証券会社に限りませんが、セキュリティ対策には相応のIT投資が継続的に必要になりますし、経営体力に劣る中小証券会社のなかには、十分な対策を講じることができない先も出てくるでしょう。有識者からは、例えば監督官庁が示すセキュリティ対策のガイドラインを遵守できない証券会社に退出を促す措置も必要ではないか、との指摘もみられます。

また証券口座乗っ取りの被害にあった顧客への補償についても、銀行の預金口座などとは異なった配慮が必要です。ネットバンキングの場合は、先述の全国銀行協会が全額補償（一部除外）の原則を早期に示したことで、顧客の安心感を確保できました。しかし証券取引の場合、金融商品取引法の趣旨に添った約款では補償なし、と定めているうえ、仮に今回のように、損失補償に一定程度応じるという例外的な措置をとる場合に、預金残高に相当するような明確な「被害」の認定が困難である、という事情もあります。逆に海外の証券会社の中には、顧客が第三者に口座を利用させるなど重大な過失がない限り、不正アクセスの被害補償に応じる、と規約に定めている事例もあるようです。

なおこうした場合に保険に加入していれば、という考え方もありうるわけですが、報道によれば、サイバー保険に加入していても、保険会社は保険金支払いの対象外、としているようで、救済策にはなりません。

こう考えてくると、証券口座乗っ取りのような不正事案の発生抑止に向けて、監督当局やさらには証券取引の信頼性に直接の利害を持つ証券取引所も含め、ネット取引サービスを提供する証券会社と、サービスを利用する顧客との間で、それぞれの責任や義務を明示し、責任分界点を明確にすることが極めて重要になってきます。

繰り返しにはなりますが、サイバー犯罪を抑止することは、ネット取引サービスを提供する証券会社の重要な責務であり、自社システムに対するセキュリティ侵害の抑止はもちろん、顧客がオンライン取引を安心して行える環境（セキュリティツール）の提供と顧客自身ができるだけデフォルトで（意識しなくても標準的に）セキュリティ認証を行うよう誘導・啓発する責務を負っている、といえます。そのためには、監督当局や業界団体が、護送船団方式でもっとも対応が遅い会社に合わせるのではなく、本来順守されるべきセキュリティ対策や顧客への説明、啓発義務をガイドラインで明示することが何より重要です。

そしてネット取引のログイン画面でも、多少面倒でも認証を厳格に求めるとともに注意喚起のメッセージを表示する、といった工夫も不可欠でしょう。さらにいえば、例えば証券投資セミナーの開催時には、証券会社の推奨するセキュリティ対策の内容を分かり易くチェックリストのようなかたちで提供することも必要です。というのも、今回の証券口座乗っ取りが生じた背景に、極端な場合、古いOSのパソコンでの取引を行っていた顧客もいて、セキュリティ感度の違いなど、顧客層の抱える潜在的な脆弱性が、口座乗っ取りを誘発した、という事例もあったから、とされるからです。

おそらく2025年の警察庁「サイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」では、証券口座乗っ取り事案についての言及が相応の紙幅を占めることになるでしょう。証券会社や業界団体も、金融当局も、資産運用立国の重要な基盤として、株式を中心としたネット取引におけるセキュリティ対策の継続的な強化と、業界を挙げた透明性と納得性の高い不正事案発生時の保証のあり方について、顧客保護と金融商品取引法の趣旨に照らしバランスの取れたルールを明示を迫られています。

金融庁も近々、インターネット取引へのログイン時や出金時の個人認証の高度化（多要素認証の義務化）や、不正取引のリスクに応じた対策（不正取引発生時の顧客補償など真摯な対応、被害にあうリスクの高い顧客を特定した場合の被害抑制措置）など、ネット取引に関連する項目を新設する形で、証券会社の監督指針の見直しを予定していると報じられています（2025年6月末時点ではパブコメなどの開始は確認できませんでした）。

証券口座乗っ取り事案の検知からの証券会社や当局の対応は必ずしも迅速とは言えなかつただけに、金融取引の公正性や、セキュリティの信頼性を確保する観点から、今後対応が後手に回ることがないように、その進捗を見守っていきたいと思います。



<目次>

【コラム】システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門(8)

会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

§1. 「のれん」の非償却化の動き 【システム監査の専門家の出番】

7月11日の一部報道によると、ASBJ(企業会計基準委員会)の上部機関であるFASF(財務会計基準機構)は、経済同友会の提言に基づき、「のれん」の費用処理ルール見直しについて検討するため、スタートアップの関係者に意見聴取をすると発表した(→文献[1])。提言内容は次のとおりである。

- ① 「のれん」については、定額償却だけでなく非償却(減損発生時は一括減損)も認める選択制の導入
- ② 「のれん」の償却費は「営業利益」でなく、営業外損失または特別損失とする。
- ① については、IFRSへのコンバージェンスの一環である。金融商品「のれん減損保険」が重要となる。
- ② については、世界の証券市場で(営業利益から減価償却・償却・減損を除外した)EBITDAが重視される傾向が強まっていることが背景にある。

★「のれん」の償却を選択制にすることは合理的である。同様に、研究開発費の資産計上も可能とするべきである。他社に研究開発データを有償で売却する事例も増えており、「研究開発費」に資産性が認められる場合は、「投資その他の資産」への計上が適当である(勿論、実務対応報告第19号は即時廃止するべきである)。

§2. いわゆる外免切替問題(続報)、と、外国語の左折・直進・右折と数字の数え方

昨年10月中旬から、SNSを中心に「外国で免許を取得した外国人の、日本での免許取得が甘すぎる」という「外免切り替え」問題が顕在化した。これは、国会でも取り上げられ、先日、警察庁からその概要が発表された(2025/10/01 施行予定)。

- ① 「住民票の写し」の提出が義務化。ホテル・旅館を住所とすることは認めない。

⇒短期滞在者は取得できなくなる。運転する場合は、ジュネーブ条約に基づく「国際免許証」が必要。

- ② 「平易過ぎる」と指摘されたペーパー・テストは「10問、70点以上」から、日本人と同様の「50問、90点以上」に揃える。

- ③ 実技試験の採点の厳格化

★近年、SNSに代表される「ネット世論」の政治・選挙に与える影響の増大が指摘されているが、「外免切替問題」は、ある芸人のX(旧Twitter)での書き込みが広まったことに端を発して炎上し、世論を動かすこととなった。ある意味で「ネット世論の勝利」と言えるかもしれない。ただ、責任官庁は「国土交通省」ではなく「国家公安委員会・警察庁」である等、不正確な情報が蔓延したことは、おける大きな課題と言えるだろう。

★今回の改正で重視されたのは、日本の運転免許取得を希望する外国人の日本語能力である。前回は指摘したように、言語学の観点からは、特に、フランス人及びフランス語圏出身者には日本語テストが重要であると思われる。何故なら、左折・直進・右折に、次のような対応があるからである(→文献[2])。

日本語	中国語	英語	ドイツ語	フランス語	イタリア語	スペイン語
左へ	左转	to the left	links	(à) gauche	sinistra	izquierda
まっすぐに	直行	straight	geradeaus	(tout) droit	dritto	recto
右へ	右转	to the right	rechts	(à) droite	destra	derecha

また、フランス語の数字は60~100について、古代ガリア(ケルト)の「20進法」が残っており、 $70=60+10$, $80=4\times 20$, $90=4\times 20+10$ という独特の数字文化を有しているので引き算が苦手なようである(現に、筆者も困ったことが少なくない。例えば $110-75=35$ の計算も、彼らには多段階の思考となる)。外免切り替えの問題には、3桁×3桁の掛け算・割り算、4桁程度の足し算・引き算の筆算も加えるべきである。

		英語	ドイツ語	フランス語	ローマ数字	ラテン語 文字表記	記号	ギリシャ語 文字表記	ロシア語 文字表記	
0	男	zero	no null	kein	zéro	nihilum/zerum		οὐδείς	μηδείς	ноль
	中			kein				οὐδέν	μηδέν	
	女			keine				οὐδεμία	μηδεμία	
1	男	one	a/an eins	ein	un	I	α'	εἷς	один	
	中			ein				ἓν	одно	
	女			eine				μία	одна	
2	男	two	zwei	deux	II	duo	β'	δύο	два	
	中			deux				duaе	две	
	女			une						
3	男	three	drei	trois	III	trēs	γ'	τρεις	три	
	中			trois		tria		τρια		
	女			trois		trēs		τρεις		
4	男	four	vier	quatre	IV	quattuor	δ'	τέτταρες	четыре	
	中			quatre				τέτταρα		тетрара
	女			quatre				τέτταρες		теттаρες
		以下は活用なし	以下は活用なし	以下、端数が1の場合のみ活用		以下、端数が1,2,3の場合のみ活用		以下、端数が1,3,4の場合のみ活用	以下、端数が1,2の場合のみ活用	
5		five	fünf	cinq	V	quīnque	ε'	πέντε	пять	
6		six	sechs	six	VI	sex	ϛ'/ς'	ἕξ	шесть	
7		seven	sieben	sept	VII	septem	ζ'	ἑπτά	семь	
8		eight	acht	huit	VIII	octō	η'	ὀκτώ	восемь	
9		nine	neun	neuf	IX	novem	θ'	ἐννέα	девять	
10		ten	zehn	dix	X	decem	ι'	δέκα	десять	
11		eleven	elf	onze	X I	undecim	ια'	ἑνδεκα	одиннадцать	
12		twelve	zwölf	douze	X II	duodecim	ιβ'	δώδεκα	двенадцать	
13		thirteen	dreizehn	treize	X III	tredecim	ιγ'	τρεισκαίδεκα	тринадцать	
14		fourteen	vierzehn	quatorze	X IV	quattuordecim	ιδ'	τετταρεσκαίδεκα	четырнадцать	
15		fifteen	fünfzehn	quinze	X V	quindecim	ιε'	πεντεκαίδεκα	пятнадцать	
16		sixteen	sechzehn	seize	X VI	sedecim	ιϛ'/ις'	έκκαίδεκα	шестнадцать	
17		seventeen	siebzehn	dix-sept	X VII	septdecim	ιζ'	έπτακαίδεκα	семнадцать	
18		eighteen	achtzehn	dix-huit	X VIII	duodēvigintī	ιη'	ὀκτωκαίδεκα	восемнадцать	
19		nineteen	neunzehn	dix-neuf	X IX	ūndēvigintī	ιθ'	ἐννεακαίδεκα	девятнадцать	
20		twenty	zwanzig	vingt	X X	vīgintī	κ'	εἴκοσι(v)	двадцать	
21	男	twenty-one	einundzwanzig	vingt-et-un	XX I	ūnetvīgintī	κα'	εἴκοσι(v) εἷς/ἓν/μία	двадцать один	
	中			vingt-et-une		vīgintī ūnus		εἷς καὶ εἴκοσι(v)		двадцать одно
	女			vingt-et-une		vīgintī ūnum		ἓν καὶ εἴκοσι(v)		двадцать одна
22	男	twenty-two	zweiundzwanzig	vingt-deux	XX II	duoetvīgintī	κβ'	εἴκοσι(v) δύο	двадцать два	
	中			vingt-deux		vīgintī duo		δύο καὶ εἴκοσι(v)		двадцать две
	女			vingt-deux		vīgintī duae				
23	男	twenty-three	dreiundzwanzig	vingt-trois	XX III	vīgintī trēs	κγ'	τρεις καὶ εἴκοσι(v)	двадцать три	
	中			vingt-trois		vīgintī tria		τρια καὶ εἴκοσι(v)		
	女			vingt-trois		vīgintī trēs		τρεις καὶ εἴκοσι(v)		
24	男	twenty-four	vierundzwanzig	vingt-quatre	XX IV	vīgintī quattuor	κδ'	τέτταρες καὶ εἴκοσι(v)	двадцать четыре	
	中			vingt-quatre				τέτταρα καὶ εἴκοσι(v)		
	女			vingt-quatre				τέτταρες καὶ εἴκοσι(v)		
28		twenty-eight	achtundzwanzig	vingt-huit	XX VIII	duodētrīgintā	κη'	ὀκτώ καὶ εἴκοσι(v)	двадцать восемь	
29		twenty-nine	neunundzwanzig	vingt-neuf	XX IX	ūndētrīgintā	κθ'	ἐννέα καὶ εἴκοσι(v)	двадцать девять	
30		thirty	dreißig	trente	XXX	trīgintā	λ'	τριακόνα	тридцать	
31		thirty-one	einunddreißig	trente-et-un/une	XXX I	ūnettrīgintā	λα'	εἷς/ἓν/μία	тридцать	
						trīgintā ūnus/-um/-a		καὶ τριακόνα		один/одно/одна
32		thirty-two	zweiunddreißig	trente-deux	XXX II	duoettrīgintā	λβ'	δύο	тридцать	
						trīgintā duo/-ae		καὶ τριακόνα		два/две
38		thirty-eight	achtunddreißig	trente-huit	XXX VIII	duodēquadrāgintā	λη'	ὀκτώ καὶ τριακόνα	тридцать восемь	
39		thirty-nine	neununddreißig	trente-neuf	XXX IX	ūndēquadrāgintā	λθ'	ἐννέα καὶ τριακόνα	тридцать девять	
40		forty	vierzig	quarante	XL	quadrāgintā	μ'	τετταράκοντα	сорок	
41		forty-one	einundvierzig	quarante-et-un/une	XL I	ūnetquadrāgintā	μα'	εἷς/ἓν/μία	сорок	
						quadrāgintā		καὶ τετταράκοντα		один/одно/одна
42		forty-two	zweiundvierzig	quarante-deux	XL II	duoetquadrāgintā	μβ'	δύο	сорок	
						quadrāgintā		καὶ τετταράκοντα		два/две
48		forty-eight	achtundvierzig	quarante-huit	XL VIII	duodēquīnquāgintā	μη'	ὀκτώ καὶ τριακόνα	сорок восемь	
49		forty-nine	neunundvierzig	quarante-neuf	XL IX	ūndēquīnquāgintā	μθ'	ἐννέα καὶ τετταράκοντα	сорок девять	

	英語	ドイツ語	フランス語	ラテン語		記号	ギリシャ語 文字表記	ロシア語 文字表記								
				ローマ数字	文字表記											
50	fifty	fünfzig	cinquante	L	quīnquāgintā	ν'	πεντήκοντα	пятьдесят								
51	fifty-one	einundfünfzig	cinquante-et-un/une	L I	ūnetquīnquāgintā	να'	εἷς/ἓν/μία καὶ πενήκοντα	пятьдесят один/одно/одна́								
					quīnquāgintā ūnus/-um/-a											
52	fifty-two	zweiundfünfzig	cinquante-deux	L II	duoetquīnquāgintā	νβ'	δύο καὶ πενήκοντα	пятьдесят два/две								
					quīnquāgintā duo/-ae											
58	fifty-eight	achtundfünfzig	cinquante-huit	L VIII	duodēsēxagintā	νη'	ὀκτώ καὶ πενήκοντα	пятьдесят восемь								
59	fifty-nine	neunundfünfzig	cinquante-neuf	L IX	ūndēsēxagintā	νθ'	ἑννέα καὶ πενήκοντα	пятьдесят девять								
60	sixty	sechzig	soixante	L X	sexāgintā	ξ'	ἑξήκοντα	шестьдесят								
61	sixty-one	einundsechzig	soixante-et-un/une	L X I	ūnetsexāgintā	ξα'	εἷς/ἓν/μία καὶ ἑξήκοντα	шестьдесят один/одно/одна́								
					sexāgintā ūnus/-um/-a											
62	sixty-two	zweiundsechzig	soixante-deux	L X II	duoetsexāgintā	ξβ'	δύο καὶ ἑξήκοντα	шестьдесят два/две								
					sexāgintā duo/-ae											
68	sixty-eight	achtsechzig	soixante-huit	L X IX	duodēsēptuāgintā	ξη'	ὀκτώ καὶ ἑξήκοντα	шестьдесят восемь								
69	sixty-nine	neunundsechzig	soixante-neuf	L X IX	ūndēsēptuāgintā	ξθ'	ἑννέα καὶ ἑξήκοντα	шестьдесят девять								
70	seventy	siebzig	soixante-dix	L X X	septuāgintā	ο'	ἑβδομήκοντα	семьдесят								
71	seventy-one	einundsiebzig	soixante et onze	L X X I	ūnetseptuāgintā	οα'	εἷς/ἓν/μία καὶ ἑβδομήκοντα	семьдесят один/одно/одна́								
					septuāgintā ūnus/-um/-a											
72	seventy-two	zweundsiebzig	soixante-douze	L X X II	duoetseptuāgintā	οβ'	δύο καὶ ἑβδομήκοντα	семьдесят два/две								
					septuāgintā duo/-ae											
78	seventy-eight	achtundsiebzig	soixante-dix-huit	L X X IX	duodēoctōgintā	οη'	ὀκτώ καὶ ἑβδομήκοντα	семьдесят восемь								
79	seventy-nine	neunundsiebzig	soixante-dix-neuf	L X X IX	ūndēoctōgintā	οθ'	ἑννέα καὶ ἑβδομήκοντα	семьдесят девять								
80	eighty	achtzig	quatre-vingts	L X X X	octōgintā	π'	ὀγδοήκοντα	восемьдесят								
81	eighty-one	einundachtzig	quatre-vingt-un/une	L X X X I	ūnetoctōgintā	πα'	εἷς/ἓν/μία καὶ ὀγδοήκοντα	восемьдесят один/одно/одна́								
					octōgintā ūnus/-um/-a											
82	eighty-two	zweiundachtzig	quatre-vingt-deux	L X X X II	duoetoctōgintā	πβ'	δύο καὶ ὀγδοήκοντα	восемьдесят два/две								
					octōgintā duo/-ae											
88	eighty-eight	achtundachtzig	quatre-vingt-huit	L X X X VIII	duodēnōnāgintā	πη'	ὀκτώ καὶ ὀγδοήκοντα	восемьдесят восемь								
89	eighty-nine	neunundachtzig	quatre-vingt-neuf	L X X X IX	ūndēnōnāgintā	πθ'	ἑννέα καὶ ὀγδοήκοντα	восемьдесят девять								
90	ninety	neunzig	quatre-vingt-dix	X C	nōnāgintā	ρ'	ἑνενήκοντα	девяносто								
91	ninety-one	einundneunzig	quatre-vingt-onze	X C I	ūnetnōnāgintā	ρα'	εἷς/ἓν/μία καὶ ἑνενήκοντα	девяносто один/одно/одна́								
					nōnāgintā ūnus/-um/-a											
92	ninety-two	zweiundneunzig	quatre-vingt-douze	X C II	duoetnōnāgintā	ρβ'	δύο καὶ ἑνενήκοντα	девяносто два/две								
					nōnāgintā duo/-ae											
98	ninety-eight	achtundneunzig	quatre-vingt-dix-huit	X C VIII	duodēcentum	ρη'	ἑννέα καὶ ἑνενήκοντα	девяносто восемь								
99	ninety-nine	neunundneunzig	quatre-vingt-dix-neuf	X C IX	ūndēcentum	ρθ'	ἑννέα καὶ ἑνενήκοντα	девяносто девять								
100	one hundred	ehnhundert	cent	C	centum	ρ'	ἑκατόν	сто								
101	one hundred one	einhunderteins	cent-un	CI	centum ūnus	ρα'	ἑκατόν εἷς	сто один								
									einhundert und ein	centum ūnum	ἑκατόν ἕν	сто одно				
									einhundert und eine	centum ūna	ἑκατόν μία	сто одна				
									einhundert und eine	centum ūna	ἑκατόν μία	сто одна				
200	two hundred	zweihundert	deux-cents	CC	ducenti/-a/-ae	σ'	διακόσιοι/-α/-αι	двѣсти								
									einhunderteins	CCI	ducenti ūnus	διακόσιοι εἷς	двѣсти один			
									einhundert und ein					ducenti ūnum	διακόσια ἕν	двѣсти одно
									einhundert und eine					ducenti ūna	διακόσια μία	двѣсти одна
einhundert und eine	ducenti ūna	διακόσια μία	двѣсти одна													
300	three hundred	dreihundert	trois-cents	CCC	trecenti/-a/-ae	τ'	τριακόσιοι/-α/-αι	триста								
400	four hundred	vierhundert	quatre-cents	CD	quadringenti/-a/-ae	υ'	τετρακόσιοι/-α/-αι	четыреста								
500	five hundred	fünfhundert	cinq-cents	D	quingenti/-a/-ae	φ'	πεντακόσιοι/-α/-αι	пятьсот								
600	six hundred	sechshundert	six-cents	DC	sescenti/-a/-ae	χ'	ἑξακόσιοι/-α/-αι	шестьсот								
700	seven hundred	siebenhundert	sept-cents	DCC	septingenti/-a/-ae	ψ'	ἑπτακόσιοι/-α/-αι	семьсот								
800	eight hundred	achthundert	huit-cents	DCCC	octingenti/-a/-ae	ω'	ὀκτακόσιοι/-α/-αι	восемьсот								
900	nine hundred	neunhundert	neuf-cents	CM	nongenti/-a/-ae	ξ'	ἑνακόσιοι/-α/-αι	девятьсот								
1000	one thousand	eintausend	mille	M	mille	,α'	χίλιοι/-α/-αι	ты́сяча								
1001	ten hundred one	eintausendeins	mille-un	CI	mille ūnus	,αα'	χίλιοι καὶ ἕν	ты́сяча один								
									eintausend und ein	mille ūnum	χίλια καὶ ἕν	ты́сяча одно				
									eintausend und eine	mille ūna	χίλια καὶ μία	ты́сяча одна				
									eintausend und eine	mille ūna	χίλια καὶ μία	ты́сяча одна				
1万	ten thousand	zehntausend	dix-mille			ι	αΜα'	μύριοι/-α/-αι	десять тысяч							
100万	one million	eine Million	million			ρ	αΜρ'	ἑκατόν μύριοι/-α/-αι	миллион							
1億	hundred million	hundert Millionen	cent-millions				βΜα'		сто миллионов							
10億	(英)one milliard	eine Milliarde	milliard				βΜι'		миллиард							
	(米)one billion								биллион							
1兆	(英)one billion	eine Billion	billion				γΜα'		триллион							
	(米)one trillion															

※(e)は女性形を表す。milleは単複同型。

※99=ICではない。

ギリシャ語には4桁区切りあり

αΜα':1万

βΜα':1億

γΜα':1兆

★この独特の数字の数が、テニスの独特のポイントの数の起源であると言われている。フランス語では「60=soixante」が一定の塊と認識される。そして、時計の感覚で0,15,30,45,60と4分割を考えると

- 0 ポイント : zéro 英 : love(卵の形から類推)
- 1 ポイント : quinze 英 : fifteen
- 2 ポイント : trente 英 : thirty
- 3 ポイント : quarante-cinq ⇒後に省略して quarante 英 : forty
- 1 ゲーム : jeu 英 : game

となる。フランス革命を機に「メートル法」が作られたが、全てを十進法で統一した中で時間だけに60進法が入った背景には、上記のような、フランス語独特の数字の数が根底にあるのではないだろうか？

§3.九州新幹線を巡る Compatibility 問題(続報)【システム監査の専門家の出番】

前回も取り上げたように、各案の Compatibility は次のとおりである。

先行建設		大分から博多の接続方法		宮崎新幹線案	鹿児島中央駅での九州新幹線との接続	
		(1)日豊本線ルート (小倉駅東方分岐)	(2)久大本線ルート	新八代ルート	スイッチ・バック案	直進案
大分から博多の接続方法	(1)日豊本線ルート (小倉駅東方分岐)	-	-	○	×	○
	(2)久大本線ルート	-	-	△	○	×
宮崎新幹線	新八代ルート	○	△	×	×	▲ (採算上の問題)
鹿児島中央駅での九州新幹線との接続	スイッチ・バック案	×	○	×	-	-
	直進案	○	×	○	-	-

【筆者の推奨案】

前回説明したように、「**鹿児島中央駅直進案**」の実現可能性は極めて低いと考えられる。宮崎新幹線は「基本計画路線」でないので「久大本線ルート+鹿児島中央駅スイッチ・バック案」が適切であると考えられる。ただ、2025年の「骨太の方針」(文献[3])にあるように宮崎新幹線案も可能性が出てきており、**宮崎県・大分県内の意見は一致を見ておらず、意見集約の目途が立っていない**。他方、**四国四県は瀬戸内ルートで意見が一致しており、かつ、本四備讃線の児島駅(岡山県)西側・予讃線の宇多津駅(香川県)北側には新幹線の用地が確保済み**であり、**岡山～宇多津間の先行開業は実現に向かって大きく前進した**と言える(→文献[4])。

※こうした中、新幹線の恩恵を受けていない鹿児島の東部(旧大隅国)を中心に、鹿児島市街地～桜島をトンネルまたは吊り橋を建設し、鹿児島～桜島～大隅半島を高規格道路で直結しようとする運動が起こっている(文献[5,6])。ただ、桜島は年間の噴火が1000回を超える世界有数の活火山であり、大変な難工事が予想される。

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用、システム導入上の制約、及び、医学的所見については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、行政書士、医師・薬剤師、IFRS コンサルタント、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

1. 「軽減税率」田淵隆明が語る、「国際取引における連結上の照合・相殺消去」再考
2. 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅲ)
3. 新幹線、政策を大転換。「中速新幹線」推進、フル規格は棚上げも
<https://www.youtube.com/watch?v=Bi3SrA1XMks> 12:06 に注目。
4. “四国新幹線の早期実現を”署名が約39万人分集まる 四国4県と経済団体が署名活動の中間報告【香川】
<https://www.ohk.co.jp/data/26-20250604-00000012/pages/>
5. https://www.pref.kagoshima.jp/aa02/kohokocho/kouhoushi/kohosi/kawara/documents/26850_20120727090317-1.pdf
6. <https://www.youtube.com/watch?v=pG9Va8ofiYA>

<目次>

【 エッセイ 】 金霊

会員番号 0707 神尾博

毎年1月末ごろに、IPAにより発表される「情報セキュリティ10大脅威」。個人向けでは、当事者の知らぬ間の金銭の詐取にまつわるものが目に付く。2025年も「クレジットカード情報の不正利用」が10年、「スマホ決済の不正利用」が6年間ランクインを続けている。また「インターネット上のサービスへの不正ログイン」「フィッシングによる個人情報等の詐取」も、失敬した情報を元に金銭を窃取するというゴールは同じだ。解説書では、対策としてパスワードの適切な管理、セキュリティソフトの利用、ソフトウェアの脆弱性の解消等と呼びかける一方、警察等への届け出も提示されている。

さて、通常では金銭は物品やサービスの売り買いや、労働・投資等の対価といった経済活動で移動するものである。ところが金霊（かねだま）という精霊は、善行を積む者の元へは金銭が集まるように、強欲な者からは富が去るような霊験を起こすという。江戸時代の絵師である鳥山石燕の今昔画図続百鬼では、空中から土蔵の窓へ大判小判がなだれ込む様子が描かれている。どうも人知を超えた経路を利用しているようだ。



しかし人間の営みではその逆で、放っておくと悪意を持つ者が様々なルートを使い、資産を掠めとってしまふ歴史であった。冬のボーナスの現金輸送車両を狙った1968年の3億円事件の直後、とある生保会社では即座にジュラルミンケースの配送から銀行振込に切り替えたそうだ。すると舞台はメインフレームに移る。外部への接続のない時代には、女性銀行員による愛人の口座への不正入金等、内部犯に限られていた。そしてインターネットの普及とともに、冒頭で述べたサイバー空間での犯罪の隆盛へ。さらに法定通貨から仮想通貨の詐取にまで拡大している。こう目まぐるしく経路が変わると、さすがの金霊も対応に面食らっているかもしれない。

金銭にまつわる妖怪には、銭神（ぜにがみ）という雲のような形態を持つ銭の精の集団もいるが、通り過ぎるのを刀で切断すると、大量の銭がこぼれ落ちてくるそうだ。こちらは実害が無いようだが、下手に欲心を起こさない方が良いだろう。わが国で2024年に表面化した政治家の裏金問題では、金銭の入手経路での政治資金パーティー収入の横流しが争点になった。また、英国でのポストオフィス社の事件では、日本のIT大手の子会社が開発した会計システムのバグにより、郵便局長らが横領・着服したと誤認された冤罪事件に発展している。システム監査人や他の監査関係者は、可監査性の高いITシステムの構築や運用の仕組みを今以上に訴え続けなければなるまい。

（このエッセイは、記事提供者の個人的な意見表明であり、SAAJの公式見解ではありません。画像はWikiにより著作権保護期間満了後のものを引用しています。）

[<目次>](#)

第 298 回月例研究会：講演録**テーマ：企業 IT 動向調査の結果からみる、今こそ問われる IT 部門の真価と進化**

会員番号 2616 森岡俊也

【講師】 JUAS 企業 IT 動向調査部会 部会長

大熊 眞次郎（おおくま しんじろう）氏

【日時・場所】 2025 年 6 月 19 日（木）18:30 - 20:30、オンライン（Zoom ウェビナー）**【テーマ】**「JUAS「企業 IT 動向調査 2025」の結果からみる今こそ問われる IT 部門の真価と進化**【要旨】**

31 回目となる企業 IT 動向調査、2024 年度調査は「今こそ問われる IT 部門の真価と進化」を重点テーマに掲げ実施しました。本講演では DX 推進、情報セキュリティ、IT 投資の動向など、調査からみえてきた現状と今後の見通しを解説します。

【講演内容】**・企業 IT 動向調査 2025(2024 年度調査)の概要**

1.2024 年度の重点テーマ

- ・『今こそ問われる IT 部門の真価と進化』

2.当調査の特徴

- ・94 年度以来継続して実施し今回で 31 回目、ユーザー企業中心の動向調査
- ・経年変化をふまえた分析と、定量・定性調査を用いて多面的に分析
- ・年度別のトピックを重点テーマとして設定

・企業 IT 動向調査 2025 重点テーマ

『今こそ問われる IT 部門の真価と進化』

- ・経済産業省の DX レポートで「2025 年の崖」とされていた 2025 年が間近に迫るなか、IT 部門の対応領域は年々複雑かつ高度になると同時に、多くの課題が新しく生まれている。DX という言葉が生まれ、多くの企業で DX 推進が謳われ始めたのち、20 年度には新型コロナ禍の影響で多くの企業がテレワークを導入し、23 年度には生成 AI が多くの企業で導入された。それらに伴うサイバーセキュリティでの課題も山積しているが、人材の育成・獲得難易度も増す一方である。また、円安の影響を受けるなど、IT コスト構造の変化も著しい。ここ数年で、IT 部門のおかれる環境や経営からの期待が大きく変化し、DX 推進の難易度は一層上がってきているといえる。
- ・23 年度調査は『転換期に挑み輝く IT 部門の役割』をテーマに、未来に向けて IT 部門のこれからのあり方を考えた。経営層、ビジネス部門との協業により多くの時間をあてがい、企業風土の変革を経営層とともに進めることが必要であると説いた。
- ・24 年度調査では『今こそ問われる IT 部門の真価と進化』をテーマに実施する。IT 部門の対応領域が格

段に増えるなか真価を發揮し、IT 部門の業務をより効率化・高度化しながら、新たなことを生み出せる組織に進化するためにはどのようなことが必要であろうか。IT 部門に期待される役割を果たすために必要なケイパビリティはどのようなものであるかを確認しながら、日本の IT 部門が一層邁進し、各社が思い描く DX を実現できるよう、ヒントを探る。

・企業 IT 動向調査 2025 調査結果

1.業績と IT 予算

1-1 企業業績

1-2 IT 予算・投資マネジメント

2. DX の取組みと成果

2-1 DX の推進

2-2 データ活用

2-3 未来に向けたテクノロジー活用

3. システム開発とセキュリティ

3-1 システム開発・IT 基盤

3-2 情報セキュリティ

4. 人材不足への課題

4-1 IT 組織

4-2 IT 人材

5. 総括と提言

5-1 DX 成熟度について

5-2 総括と提言

・調査報告書は [JUAS ホームページ](#) で一般公開しています。

【所感】

IT 予算の DI 値は、42.3 と計画値としては過去 10 年間で最高値となった。IT 投資で解決したい経営課題では、昨今の状況を反映して短期的にも中長期的にもセキュリティ強化が上昇している。全システムを横断した対策の必要性から今後（3 年後）は情報セキュリティ関連費用を増やしたいという方向にある。

DX 推進の目的は引き続き既存事業のコスト削減が最も多く、新規事業や事業モデルの再構築を目的に掲げる企業は 1 割程度と少なく DX 本来の目的にあった推進が進んでいない。DX を推進する上での課題は人材・スキルの不足が多く、対応策として既存社員のスキルアップに取り組む企業が増加している。

「言語系生成 AI」の利用は顕著に伸びている。セキュリティ対策としては情報漏洩・プライバシーは対策を進めているが、ハルシネーション、信頼性・権利侵害については対策が不十分である。

結びの、「超 VUCA 時代・AI 時代だからこそ、ビジネスと IT をつなぎ変革の原動力となっていくことが、IT 部門にしか果たすことができない真価と進化である！」は、まさにその通りと思った。

[<目次>](#)

【 北信越支部 】**3支部（JISTA 中部支部・SAAJ 中部支部・北信越支部）合同研究会・福井県 6 月例会報告**

会員番号 0947 梶川 明美（北信越支部）

以下のとおり 3 支部（JISTA 中部支部・SAAJ 中部支部・北信越支部）合同研究会・福井県 6 月例会を開催しました。

- ・日時：2025 年 6 月 7 日（土）～6 月 8 日（日）
- ・会場：敦賀市プラザ萬象 第 2・3 会議室（福井県敦賀市東洋町 1-1）
- ・テーマ：『クラウドサービスの責任共有モデルに基づく安全管理措置の実践』
- ・参加者：23 名（JISTA 中部支部：8 名、SAAJ 中部支部：6 名、SAAJ 北信越支部：9 名）
- ・スケジュール：

1 日目：2025 年 6 月 7 日（土）13:30～17:30

オープニング（趣旨説明、テーマ解説）、グループごとにテーマ選定
グループワーク（4～5 人×5 グループ）
夕方～懇親会「まるさん屋 敦賀駅前」～

2 日目：2025 年 6 月 8 日（日）9:00～12:00

グループワーク（まとめ）
成果発表会
クロージング

午後～敦賀の歴史と文化に触れる見学会

◇研究会報告**【A グループ】「システム管理基準から見る SaaS 導入時の適切なリスク評価と対応策」****【討議概要】**

SaaS 利用における主なリスクには、情報漏洩や事業継続性のリスクが存在する。

対象システムの重要度や取り扱う情報の内容と量から、リスクに応じた適切な対応策を合理的に講じる必要がある。

SaaS 導入に際しては、網羅的かつ体系的な審査が欠かせない。審査ではチェックリストを整備し、ガイドラインを活用することが大切である。

SaaS を安全かつ効果的に導入するには、利用部門と提供事業者の間をつなげる“橋渡し”役の人材が重要である。

利用部門の管理責任がより重なることを意識して、教育と啓蒙活動により、SaaS を利用する部門の管理態勢を維持することが必要である。

【B グループ】「クラウドサービスの責任共有モデルに基づく安全管理措置の実践」**～中小企業向けの実践的な SaaS 導入判断基準～****【討議概要】**

SaaS 利用を時系列で「導入」「運用」「トラブル」「クローズ」のフェーズに分け、フェーズごとに「問題」「原因」「対応（解決策）」の2次元で整理した。

SaaS 導入時に IT 化計画と要件を明らかにしておくことが必要である。

中小企業における SaaS 導入の成功には、導入前の適切な計画策定と、運用開始後の継続的な評価・監査が不可欠である。そのためにも、システム監査人と IT ストラテジストが経営者に寄り添い、IT との橋渡しをすることが良い解決策となる。

【C グループ】「システム管理基準から見る SaaS 導入時の適切なリスク評価と対応策」**【討議概要】**

人事システムのクラウド移行を具体例として選定し、脅威の特定と責任分界点の明確化にフォーカスして具体的・実践的なフォローアップを目的に討議した。

人事システムのクラウド移行においては、技術的脅威だけでなく、契約管理や運用面での脅威の認識や対処が重要である。

特に責任分界点が曖昧なグレーゾーンでは、利用者とベンダー双方の協働が不可欠であり、契約など事前の取り決めと継続的な連携体制の構築が成功の鍵となる。

【D グループ】「SaaS 運用における利用者側の管理責任とモニタリングの実践」**【討議概要】**

現状の問題認識と根本原因の分析を行い、解決策の提案と期待される効果をまとめた。

従来のオンプレ環境では、「システム ← [IT 部門・システム管理者] ← 利用者」という構造で運用されていたが、SaaS 環境では、「クラウドサービス ← 利用者（直接利用）」という構造になる。その結果、従来のような管理が自動で行われるという思い込みが、利用者にあることが大きな課題であると考えられる。

このような課題認識に立つと、SaaS 運用における利用者側の管理責任問題は、技術的課題ではなく経営層の意識と動機の問題である。経済的インセンティブを中核とした包括的なエコシステムの構築により、持続可能な解決策が実現可能となる。特に認定制度と料金割引の組み合わせにより、企業の自発的な改善活動を促進することが重要である。

【E グループ】「SaaS 利用規約・SLA から読み解く利用者責任とリスク対応」**【討議概要】**

調査対象として、チャットワークなどのクラウドサービスの利用規約、各種 SaaS（Software as a Service）のセキュリティガイド及び金融機関・医療機関でのクラウドサービス利用状況を取り上げた。

現状の課題（4つの主要問題点）として、情報の非対称性、責任分界点の曖昧さ、導入/変更/終了プロセスの問題、組織の対応能力不足について考察した。

それぞれの課題に対する解決策として、情報開示の標準化、責任範囲に対応した機能提供、利用者側の人材育成とスキル標準化、第三者評価制度の活用を提案する。

利用規約の読み解きには相当な専門知識が必要であり、利用者側は利用規約のみでなくセキュリティガイドなどを総合的に整理する必要がある。SaaS 提供事業者には利用者にとってより分かりやすい形での責任範囲の明示が求められる。



【所感】

中部地域の3支部（JISTA 中部支部・SAAJ 中部支部・北信越支部）が合同で開催する研究会を、SAAJ 北信越支部の6月福井県例会とあわせて、福井県敦賀市で開催しました。昨今各種研究会はWebでの開催が主流ですが、2020年以降コロナ禍で中断していた合同研究会は久しぶりに対面での開催となりました。グループワークや雑談ではそれぞれの個性が光り、和やかな中にもたくさんの刺激を受けて有意義な研究会となりました。

公私ともに多忙な中、3支部からたくさんの参加をいただきました。おかげさまで研究会は盛況で、懇親会や見学会でも楽しい時間を過ごすことができました。ご協力いただいたJISTA 中部の齊藤支部長やSAAJ 中部鈴木支部長をはじめ、円滑な運営に精力的に携わってくださった北信越支部のみなさま、どうもありがとうございました。



<目次>

支部報告 【 近畿支部 第 212 回定例研究会 】

会員番号 0655 荒牧裕一 (近畿支部)

1. テーマ 「トランプ関税、新リース会計基準と消費税減税の行方とそのシステムへの影響」**2. 講師 公共政策・経営コンサルタント、公認システム監査人、特定行政書士、IFRS コンサルタント、コラムニスト。****2012 年 6 月 13 日、衆議院「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」
中央公聴会公述人****田淵隆明 氏****3. 開催日時 2025 年 5 月 17 日 (土) 14:30~16:30****4. 開催場所 ドーンセンター 5 階大会議室 2、オンライン視聴 (Zoom)****5. 概要**

- ・ 2024 年 9 月、新リース会計基準が公表された。強制適用は 2027 年 4 月 1 日以降に開始する年度からである。この新リース会計基準を巡るシステムへの影響を取り上げる。また、2024 年に指摘した償却資産税の捕捉率向上のための自治体の新たな試み(今後、全国展開の可能性あり)について説明する。
- ・ 近年の物価上昇及び米国の関税引き上げを契機として、消費税の減税の機運が強まっている。消費税の減税が行われた場合のシステムへの影響、及び、法制度上の課題について取り上げる。
- ・ その他、高校の新カリキュラム及び大学入試の課題の課題について、取り上げる。

6. 講演内容**§0. ASBJ(企業会計基準委員会)のパブリック・コメントの例、東京都立高校の数学の先生とのコラボ****§1. 「平成」という「失われた 30 年」と重大なシステム事故**

平成はゆとり教育等で日本が衰退した時代であり、システム関係では「SI 認定の廃止」でシステムの品質管理が打撃を受ける。令和は、真面目に品質を追求するシステム監査人が評価されるべきである。

§2. 「非化石価値」取引の導入

エネルギーを安定的かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギー源や原子力・核融合(日本は世界最先端)などを含む、非化石エネルギー源の導入を一層進めることが必要である。なお、一部誤解はあるが、非化石価値には原子力・核融合も含まれる。

§3. インボイス方式と VAT の世界標準及び消費税減税の動き

食料品などに適用される軽減税率を 8%から 5%にする場合は消費税法 29 条の改正のみであり、この場合の財政上のインパクトは約 1.8 兆円である。また、地方税消費税の減収分を地方交付税で補填するとしても約 0.4 兆円程度である。いわゆる「103 万円の壁」問題でのインパクトは約 1.2 兆円である。以上を合わせても、約 3.4 兆円であり、軽減税率を 5%にする場合は赤字国債の新規発行は一切不要である。

§4. いわゆる「輸出戻し税」論争、及び、「消費税は対価の一部」か？

「輸出戻し税」により輸出企業は増税すると儲かるというのは都市伝説である。販売時に「仮受消費税」を徴収していない。しかも、輸出許可がなければ「仮受消費税」として仕入税額控除できない。

§5. 「新リース会計基準」と「償却資産税の捕捉率問題」への解決策

横浜市は、(リース物件に限らず)償却資産税の捕捉率の向上のため、「種類別明細書」として固定資産台帳の提出を事実上義務付けた。これにより、全償却資産の申告が義務となり、地方財政の安定化に寄与する。東京都、大阪市などいくつかの自治体も追従した。

§6. IFRS18 による新 PL の書式及び日本基準(JGAAP)への影響

IFRS18 の策定には、ASBJ も参画しており、日本基準の PL もこれと同様になる可能性が高い。

§7. 「研究開発費の一律費用処理」

新製品・新規技術の開発を自力で行うことは、技術開発のノウハウを蓄積できることに留まらず、進化型を開発する上で非常に重要である。2006年の会計基準の改悪により、「研究開発すればするほど損益が悪化するが、大半が損金控除されない」という、G7 唯一の異常事態が発生している。

これを継続してしまった場合は JGAAP の新 PL の「営業利益」へ壊滅的打撃が生じるため、IFRS18 の強制適用に合わせて本制度の改正を行うべきである。

§補足 A. 「新公会計制度」の進展

公会計では「外郭団体」を子会社とみなして「フル連結」を適用し、「一部事務組合」を共同保有の関連会社とみなして(持分法ではなく)「比例連結」を適用するため、外郭団体や一部事務組合の経理内容が詳らかになる。よって、一部事務組合については企業会計の関連会社よりも透明度の高い会計基準となっている。

§補足 B. 株主総会における有価証券報告書事前開示の義務化

金融庁は国内の全上場企業約 4000 社に対して、「有価証券報告書」を株主総会の開催日より前に提出・開示するよう要請した。これは事実上の決算の早期化を意味するため、決算システムの運用改善等が求められる可能性が高いので我々システム監査人も留意が必要である。

§補足 C. 外国語教育の実情

トランプ関税による新たな販路としては欧州が有力であるが、言語の壁が立ちほだかる。日本の大学教育においては複数言語の必修化が大いに必要である。

7. 所感

協会報に毎月連載記事を執筆されている田淵氏の講演であり、最近の社会的・経済的・政治的トピックである「103 万円の壁」問題や消費税減税に関する解決策を理論的な裏付けと共に提案するなど、受講者にとって大いに興味をそそられる内容の講演であったと思う。

また、税制や会計制度等の改正に関する最新動向の紹介や、中長期的な観点からの問題点の指摘等も行っていただいたが、これらの多くは企業や自治体の情報システムにも影響のある事項であることから、システム監査人にとってもぜひ知っておくべき知識だと感じた。

<目次>

注目情報 (2025.6~2025.7)**■内閣官房：****国家サイバー統括室の設置について****(2025/07/01)**

令和7年7月1日、サイバー安全保障も含め、官民を通じたサイバーセキュリティの確保に関する司令塔として、内閣官房組織令（昭和32年政令第219号）第1条の規定に基づき、内閣官房に「国家サイバー統括室」が設置されました。以下に設置に関する概要を国家サイバー統括室のWebサイトより抜粋致します。

---ココカラ---

近年、サイバー攻撃による政府や企業の内部システムからの情報窃取等が大きな問題となっているほか、重要インフラ等の機能を停止させることを目的とした高度な侵入・潜伏能力を備えたサイバー攻撃に対する懸念が急速に高まっています。特に、重要インフラの機能停止や破壊等を目的とした重大なサイバー攻撃は、国家を背景とした形でも日常的に行われるなど、安全保障上の大きな懸念となっています。

こうした情勢に対応するため、「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）において、内閣サイバーセキュリティセンターを、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織に発展的に改組することとされたところ、2025（令和7）年5月のサイバー対処能力強化法等の成立も踏まえ、2025（令和7）年7月、内閣サイバーセキュリティセンターを改組し、内閣サイバー官を長とする「国家サイバー統括室（NCO※）」を設置しました。

※NCO：National Cybersecurity Office

NCOの主な所掌事務は、サイバーセキュリティ戦略本部の事務局としての役割のほか、行政各部の情報システムに対する不正な活動の監視・分析やサイバーセキュリティの確保に関し必要な助言、情報の提供その他の援助、監査等を行うとともに、サイバーセキュリティの確保に関する総合調整役を担っています。

---ココマデ---

（参考資料へのリンク）

詳細な活動内容資料（https://www.nisc.go.jp/pdf/about/NCO_gaiyou.pdf）

<目次>

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例セミナー（東京）※第 300 回から「SAAJ 月例研究会」を「SAAJ 月例セミナー」に変更		
第 300 回	日時	2025 年 9 月 20 日(土) 13:30~16:30 ※土曜日開催です。ご注意ください
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	「システム監査・管理基準テーマ別ガイドラインとその活用について」
	講師	日本システム監査人協会 会長 松枝憲司（まつえだ けんじ）氏 システム監査学会 理事 神橋基博（かんばんし もとひろ）氏 システム監査学会 塚原康志（つかはら やすし）氏 システム監査学会会長 島田裕次（しまだ ゆうじ）氏 日本システム監査人協会 理事 松尾正行（まつお まさゆき）氏（講演順）
	講演骨子	2023 年 8 月に公表したシステム監査・管理基準ガイドラインに続き、2025 年 1 月から公表されたテーマ別ガイドラインについて、現在公表されているテーマと今後公表予定のテーマ等について解説する。また、ガイドラインを補足する国際規格の活用例等を紹介する。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saj.or.jp/kenkyu/kenkyu/300.html

■ 関東地区会員向活動説明会（東京）		
	日時	2025 年 11 月 8 日（土） 13:30~17:00
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	会員向活動説明会およびミニセミナー
	講師	・活動説明：各研究会主査等 ・ミニセミナー：未定
	イベント骨子	・入会年数の浅い会員向に研究会等の活動を紹介し、協会活動に対する関心を高めていただく ・最新のテーマでの無料ミニセミナーを提供し、協会活動に対する関心を高めていただく
	参加費	無料（入会済、未入会を問わず）
	お申込み	未定

<目次>

協会からのお知らせ 【 2025 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集 】

2025 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集の〔公告〕が協会のホームページに掲載されています。資格取得を企図されている各位はご参照願います。〔公告〕の概略は下記の通りですが、申請書等の資料のダウンロードなども、ホームページからお願い致します。

(https://www.saj.or.jp/csa/csaboshu/csaboshu_autumn.html)

[補足]

システム監査技術者試験の合格者以外でも、従来から情報セキュリティその他の高度情報処理技術者試験合格者、中小企業診断士、公認会計士、技術士、ITC、CISA、ISMS/プライバシーマーク主任審査員などの各位も、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来ました。2017年からこれに加え、情報処理安全確保支援士、米国公認会計士、内部監査人、QMS主任審査員、公認情報セキュリティ監査人が、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来るようになりました。さらに2023年12月に特別認定制度を改定し、PMI (Project Management Institute) が認定するプロジェクトマネジメントの資格「PMP (Project Management Professional)」を加えました。また、申請前直近6年間のシステム監査実務経験（実務経験みなし期間）が2年以上あれば、公認システム監査人の認定申請が出来ます。（<https://www.saj.or.jp/csa/csaboshu/620301CSAASAbosyuyoko.pdf>）

----- 記 -----

2025 年 8 月 1 日

認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会

公認システム監査人認定委員会

2025 年度秋期**公認システム監査人及びシステム監査人補の募集について****〔公告〕**

認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会（以下、協会という）は、公認システム監査人認定制度（2002 年 2 月 25 日制定）（以下、制度という）に基づき、「公認システム監査人(Certified Systems Auditor : CSA)」および「システム監査人補(Associate Systems Auditor : ASA)」を認定するため、2024 年度春期公認システム監査人およびシステム監査人補の募集を行います。募集の概要と申請書等の資料の入手方法は、以下のとおりです。

1. 認定資格

公認システム監査人およびシステム監査人補とする。

2. 申請条件

- (1) 認定申請者は、経済産業省が実施するシステム監査技術者（旧情報処理システム監査技術者）試験に合格していること。（制度 2（5）特別認定制度に基づく特別認定講習の修了により、上記試験の合格者と同様に取り扱う者を含む）
- (2) 公認システム監査人の申請者は、申請前直近 6 年間のシステム監査実務経験（実務経験みなし期間）が 2 年以上あること。

3. 認定申請

(1) 申請書類（記入方法は、募集要項参照）

公認システム監査人およびシステム監査人補の申請書類は、次表のとおりとする。

申請書類	公認システム監査人	システム監査人補	記事
(1)認定申請書	○	○	様式 1
(2)監査実務経歴書	○	—	様式 2
(3)小論文	○	—	様式 3
(4)宣誓書	○	○	様式 4
(5)資格証明（写）	○	○	
(6)申請手数料振込書（写）	○	○	
(7)面接試験	□	—	別途通知

(注 1) ○印の資料一式を申請書類として提出する。

(注 2) □印については、面接試験を実施する。

備考：公認システム監査人とシステム監査人補を同時申請する場合は、公認システム監査人用の申請書類を提出する。

(2) 面接試験

申請書類審査後、認定委員会が別途指定・通知する日時場所において、面接試験を受ける。

4. 募集期間

2025年8月1日（金）～2025年9月30日（火）（同日消印まで有効）

5. 認定申請手数料（消費税 10%を含む）

申請手数料	協会会員	非会員
(1) 公認システム監査人認定申請手数料 (注 1) システム監査人補と同時申請する場合も手数料は同じです。	22,000 円	33,000 円
(2) システム監査人補が申請する場合の公認システム監査人認定申請手数料	11,000 円	16,500 円
(3) システム監査人補認定申請手数料	11,000 円	16,500 円

6. 資料の入手方法

(https://www.saj.or.jp/csa/csaboshu/csaboshu_autumn.html) から

【個人情報の取り扱いについて】 ⇒ 「同意する」 ボタンを押下

(1) 「公認システム監査人、システム監査人補 募集要項」

ダウンロード（PDF 形式）

(2) 申請書等様式一式

- ・ 認定申請書（様式 1）：Word 形式
- ・ 監査実務経歴書（様式 2）：Word 形式
- ・ 小論文（様式 3）：Word 形式
- ・ 宣誓書（様式 4）：Word 形式

(3) 公認システム監査人認定制度のダウンロード

- ・ PDF 形式

(4) 「公認システム監査人制度」創設のお知らせ（2002 年 7 月 1 日）のダウンロード

- ・ PDF 形式

(5) 特別認定講習に関する情報

（・特別認定講習機関認定については HP の当該 URL から参照）

以上

<目次>

【 新たに会員になられた方々へ 】

Welcome

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認
ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaj.or.jp/nyukai/>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ
ご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaj.or.jp/shibu/>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見
募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」 などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaj.or.jp/shuppan/>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaj.or.jp/kenkyu/>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。
<https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html>

CSA
・
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaj.or.jp/csa/>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い
合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

【 SAAJ 協会行事一覧 】			赤字：前回から変更された予定	2025.7
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事	
7月	10：理事会 11：支部助成金支給	22：第 299 回月例研究会	14：支部会計報告〆切	
8月	(理事会休会) 9：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30		
9月	11：理事会	20：第 300 回 SAAJ 月例セミナー 30：秋期 CSA・ASA 募集締切	4：認定 NPO 法人認定更新現地 審査（東京都）	
10月	9：理事会 19：情報処理技術者試験会場での 入会案内チラシ配布	未定：第 301 回 SAAJ 月例セミナー（計画 中）	19：秋期情報処理試験（システム 監査技術者試験）、情報処理 安全確保支援士試験	
11月	13：理事会 13：予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/8〆切） 17：2026 年度年会費請求書発送準備 26：会費未納者除名予告通知発送 27：本部・支部予算提出期限	未定：第 302 回 SAAJ 月例セミナー（計画 中） 中旬：CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 中旬～下旬：秋期 CSA 面接	1：2025 年度支部合同研究会 （中部にて開催） 8：13:30 会員活動説明会	
12月	1：2026 年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 11：理事会：2026 年度予算案承認 会費未納者除名承認 第 25 期総会(2/20)審議事項確認 12：総会資料提出依頼（1/6〆切） 12：総会開催予告揭示 19：2025 年度経費提出期限	上旬：CSA 面接結果通知 中旬：CSA/ASA 更新手続案内メール 〔更新申請期間 1/1～1/31〕 未定：第 303 回 SAAJ 月例セミナー（計画 中） 中旬：春期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕 下旬：秋期 CSA 認定証発送	12：協会創立記念日	
前年度に実施した行事一覧				
1月	7：総会資料提出期限 16:00 9：理事会：総会資料原案審議 29：2024 年度会計監査 31：償却資産税申告期限 31：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 20：第 294 回月例研究会	8：支部会計報告提出期限	
2月	6：理事会：通常総会議案承認 28：2024 年度年会費納入期限 28：消費税申告期限 28：東京都：認定 NPO 更新申請 28：東京都：NPO 事業報告書提出	2/1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	21：13:30 第 24 期通常総会	
3月	13：理事会 28：年会費未納者宛督促メール発信	1-31：春期 CSA・ASA 書類審査 6：第 295 回月例研究会		
4月	10：理事会	初旬：春期 CSA・ASA 書類審査 中旬：春期 ASA 認定証発行 21：第 296 回月例研究会	20：春期情報処理技術者試験・ 情報処理安全確保支援士試験	
5月	8：理事会	9：第 43 回 CSA フォーラム 19：第 297 回月例研究会 17-18：第 45 回システム監査実務セミナー 31-1：第 45 回システム監査実務セミナー		
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 12：理事会 19：年会費未納者督促状発送 28：支部会計報告依頼（〆切 7/10） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	19：第 298 回月例研究会 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内 中旬土曜：春期 CSA 面接 下旬：春期 CSA 面接結果通知 下旬：春期 CSA 認定証発送	3：認定 NPO 法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）	

<目次>

会報編集部からのお知らせ】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2025年の会報年間テーマは、**「続・時代が求めるシステム監査」**です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にもその先を目指してどう立ち向かっていけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っていません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：saajeditor@saaj.jp

会員限定記事	
--------	--

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■SAAJ 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、
野嶽俊一、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス：saajeditor ☆ saaj.jp（☆は投稿時には@に変換してください）